

第5章

不備な労働安全衛生対策、施設、装備も不完全

1 多発する訓練中のけが

——職員の生命を軽視する当局の姿勢が原因

私たち消防職員は、市民の生命と財産を守るために体を張って仕事をしています。危険を伴うのは覚悟のうえです。それだけにこのような危険に直面した場合に市民や消防職員の安全を保障する十分な対策がたてられなければなりません。と同時に、危険に遭遇しても私たちの任務をしっかりと果たせるように、日常的な訓練を、怠ることはできません。

ところが、消防職員が迅速に、しかも安全に任務を遂行できるような対策が、これはとりもなおさず市民の安全を守る対策でもあるわけですが、あまりにも軽視されているのです。それは、とくに消防職員の日常的な訓練の場に端的にあらわれています。

次の表は、消防職員の公務中の死傷者の推移を示したものです。死傷者の数の多さを見ても、消防職

消防職員の公務による死傷者の推移

種別 年	火災		等風 災水 害害		救急		訓演 練習		警特 戒別		遭難		その他		合計		め る 演 習 訓 練 の 合 計 に 占 める 負 傷 者 の 割 合 %
	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	
1975	4	858	3	18	0	118	1	664	0	10	0	2	2	780	10	2,450	27.1
76	3	833	1	26	0	149	0	767	0	4	0	3	3	650	7	2,432	31.5
77	8	859	0	5	0	126	2	815	0	5	0	4	4	740	14	2,554	31.9
78	4	894	0	5	0	140	1	686	0	4	1	7	5	887	11	2,623	26.2
79	2	829	0	18	0	117	0	642	0	3	0	0	2	865	4	2,474	26.0
80	6	734	0	5	0	122	0	669	0	2	0	0	7	801	13	2,333	28.7

員が日常的に危険にさらされていることがおわかりでしょう。（「勤務中のけがは消防の恥」という前近代的風潮、「管理責任を追及されたら困る」という幹部の意図のもとに小さなケガは隠される傾向があり、実際の負傷者の数はもっと多くなると思われますが、ここではひとまず表に示された数値で述べてみます）

右端の数値に注目して下さい。これは、全負傷件数のうち、演習訓練中に発生した割合を示したのですが、いかに訓練中のけがが多発しているかがわかります。

消防職員が日常的にきびしい訓練を要求されるのはいうまでもないことですが、訓練のきびしさがケガを多発させるもっとも大きな要因でないところに問題があります。ずさんな計画・安全管理のもとで訓練を強制し、消防職員の生命を虫けらほどにしか考えようとしない当局の姿勢こそが、消防職員の訓

練中のケガを多発させる最大の要因なのです。

職員がいくら危険だと思ってもよほどしっかりした職員側の団結がない限り、当局の一方的な命令で訓練は強行されてしまいます。そしてもし事故が発生すれば、幹部はきまって「本人の不注意」という烙印を職員に押し、外部に対しては「ふだんから事故防止に努めていたが、このようなことになって残念だ。再発防止のため今後一層努力をしていく」などと、平然と言い放って事件にケリをつける場合が多いのです。

「これ以上仲間を殺されたくない。ここで立ちあがらなければ自分たちの生命や健康を守れない」という消防の仲間の悲痛な決意が、あとで述べる職員の自主的運動を開始させる大きな原動力になっているのも事実です。

2 危険に対して無防備

最近の訓練中の事故は、レンジャー訓練中に発生したものに集中しています。

1977年、宮崎市の消防職員松山昌広さん（当時21歳）は、レンジャー訓練中に7メートルの高所から転落し、帰らぬ人となりました。この事故は、当局が、目前に迫ったレンジャー大会で好成績をあげることを狙い、安全ネットもはらないという、まったく初歩的な安全対策さえも怠ったまま、過酷な訓練を強行したことによって発生したものです。これに対して「こんな悲惨な事故を二度と起こしてはならない」と決意した松山さんのご両親を原告として、全国消防職員協議会が全面的に支援する形で当局の安全管理責任を追及する裁判闘争が開始され、4年間にわたるたたかひの結果、私たちは全面的勝訴を得るにいたりしました。

この裁判闘争と並行して、私たちは、消防職員の生命を軽んじる当局の姿勢によって多発する事故に対して、労働安全衛生の確立を求める全国的運動を展開してきました。これによって、政府や一部の消防当局は、しぶしぶながら安全対策に気を配るようにはなりましたが、全国的にはまだまだ当局側の姿勢を変えさせるにはいたっていません。

必要性を十分に検討することなく、レンジャー大会で好成績をあげることを目当てにした訓練内容、満足な施設もなく、ろくな指導者もない、職員の身を守る装備や安全対策もなし……。消防職員がこれらの改善を要求しても、それをまったく無視する当局があまりにも多いのです。

① レンジャー高所訓練に使用する安全ネットの代りに、入手先不明、強度・安全性不明の漁網を昭和53年頃から現在も使用しています。（F市）

② レンジャー大会目当ての救助訓練が強行され、隊員が8メートルの高さから落下、小学校等で使用している薄いマットで助かるわけがない。おまけに安全確認をするべき者がタイムを計っていたのでは……。その職員は今もその後遺症に苦しんでいます。（O市）

③ 全国レンジャー大会出場のため訓練中、高所から転落。けがで2名が2ヶ月と1ヶ月の入院。これらに対して警防課長は新聞紙上で「日頃から隊員に対しタイムは気にせず安全に訓練するよう指導していたのに、このような事故が発生して残念」と管理責任にはまったく触れず自己弁護。（H市）

- ④ 訓練場がないのにレンジャー大会参加を強制。訓練は消防庁舎と市庁舎の間にロープを張って行かない、そのため市役所に入出入りする市民の妨げになっているし、大変危険です。（E市）
- ⑤ 定められた訓練場所がなく、公道や河川敷等で実施することが多い。（A市）
- ⑥ 救助活動に必要な防災手袋を支給するよう要望しているが、支給されないので自費で購入しています。（S市）
- ⑦ 消防車にドアがないので出動時は危険です。（G・K・U市）

3 無視される安全衛生法

労働者の職場での安全衛生対策をはかるために、労働安全衛生法が定められています。消防職員にももちろんこれが適用されますが、非常に危険度の高い職種であるにもかかわらず、役所の事務職員と同等の扱いしかうけていません。したがって、例えば50人以上の清掃職場では、安全委員会の設置が義務づけられているのに、消防職場にはその規定がありません。当局はそれをよいことに、職場の安全対策にまったく注意を払おうとしていません。しかも、消防の管理者の中には、労働安全衛生法についてまったく知らないという人さえ少なくありません。

安全対策の充実を願う私たちの要求に対し、安全委員会の設置に同意する良心的な当局も一部にはありますが、ほとんどの当局は、消防職員の発言権が強められることを恐れ、その要求を拒絶しています。そればかりか、50人以上の職場で義務づけられている衛生委員会の設置さえも拒否する当局が多いことにはあきれます。「当局のやることには一切口を出させない」という消防当局の古い体質が、消防職員にとってもっとも基本的な、そして切実な安全、衛生面の要望さえも無視させているのです。

労働安全衛生法

（目的）

第1条 この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。

（事業者等の責務）

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な作業環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

（安全委員会）

第17条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 1 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。

- 2 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項
- 4 事業者は、第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

(衛生委員会)

第18条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 1 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 2 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止に関する重要事項

【安衛施行令】

(安全委員会を設けるべき事業場)

第8条 法第17条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 1 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学殿業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運輸業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業。50人
- 2 第2条第1号及び第2号に掲げる業種（前号に掲げる業種を除く。）100人

(衛生委員会を設けるべき事業場)

第9条 法第18条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。

4 病気感染の危険いっばいの救急隊員

現在、ほとんどの消防署で火災出動と救急出動は兼務となっていますので、消防職員ならば救急車にも乗務するというのが通例です。ご承知のとおり、救急車は大勢のケガ人や病人を搬送しますから、隊員は直接患者と接することになります。また救急車でなくても、不潔な河川やトイレなどに人が落ちた場合でも、消防職員は救助作業に従事します。ということは、よほどの事前、事後の衛生上の対策が講じられない限り、消防職員が病気に感染する、あるいはその消防職員を媒介して他に病気が感染する危険性が高いのです。

G市では救急隊員の1人がウィルス性肝炎で入院しました。病院の医師の話では「誰からか伝染したもの」で、それが家族からではないことがわかったので、その隊員が搬送した救急患者の中にウィルス性肝炎の者がいなかったか調査中です。またI市では、嘔吐物が喉につまって窒息した患者に人口呼吸（口で）をしましたが、その隊員は翌日になって顔などに湿疹ができ食事もとれない状態でした。

ところが、こういう時、当局側はきまって「本人の体質」「関連性を証明できない」で片づけてしまい、その後の対策を何も講じようとしません。また〇市消防では、転院搬送（病院で治療困難な患者を他の専門病院に搬送すること）の救急要請があり病院へ行くと、医師や看護婦はマスクにゴム手袋の仰々しい姿で「早く搬送してほしい」の一言だけで病名を教えない。搬送先の病院の医師は救急隊の無防備な姿を見てびっくり仰天したそうですが、それも当然、なんと感染危険の大きい肺結核の末期の患者だったのです。健康診断の結果幸いにして感染はしていなかったそうですが、こうした危険に対処するには、救急隊員の身体や搬送に使用する器具の消毒・洗浄設備とマスクやゴム手袋等資材の充実をはかることが重要です、血液検査なども含めた隊員の日常的な健康診断を欠かすことはできません。

ところが、ほとんどの消防署で市民が安心でき、私たちの満足し得る対策がとられていないのが実情です。A消防署では、職員側が救急出動前後の手や器具等の消毒・洗浄施設の改善を要望しましたが、当局はそれを無視し、現在でも消毒・洗浄をなんと食堂の流し台でやらせているというのです。背筋の寒くなるような話ですが、これが全国的にみて全くの例外ではないところに問題の深刻さがあるのです。

5 手薄な健康管理体制

私たち消防職員の健康状態は、そのまま業務の遂行に影響を及ぼします。それだけに健康管理は職務上の大切な要素ということが出来ます。この健康管理についても私たちの満足できる状態ではないことを明らかにしておかなければなりません。

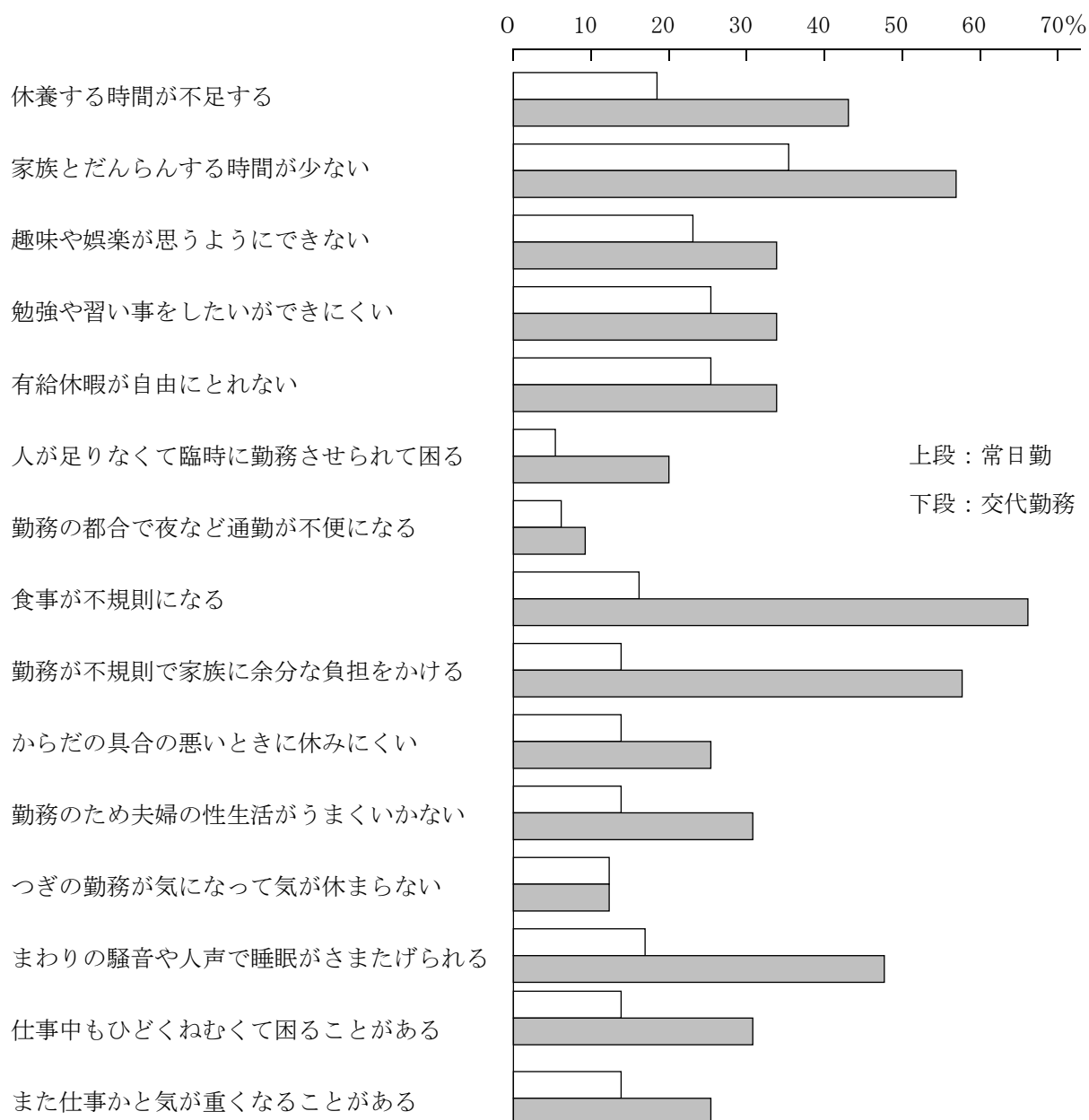
夜間業務に従事する労働者の場合は、年2回の健康診断が当局に義務づけられています。ところが、それさえも実施しない当局が少なくないのです。また年2回実施する職場でも、簡単な検査でお茶を濁す場合が多く、不安が残ります。「安あがり」のみを追いつめる当局の姿勢が、職員の健康管理という大切な面にも貫かれているのです。

健康管理の面でいえば、職業病も深刻な問題です。消防職員は、屋根とか塀の上、あるいは焼けた家財等が散乱した、非常に足場の悪い危険な場所で、しかも防火衣や呼吸器、ホースなどの重い資器材を身につけて消火活動や救助活動を行います。救急隊員などは団地などの高層階から、しかも担架を使うには狭すぎる階段をたったの2～3人で搬送します。それに体重が百kg前後、あるいはそれ以上の患者も少なくないのです。そのため腰痛や坐骨神経痛、または肩腕部の神経痛などの症状を訴える「椎間板ヘルニア」の職員が大変多いのです。その実数は残念ながらつかめていませんが、かなりの数になることはまちがいありません。それに濃煙の中での消火活動では、鼻や喉の中はススだらけになりますし、化学薬品などの火災では有害ガスが発生します。そのため「気管支炎」「鼻炎」など呼吸器官の病気も少なくありません。

また、消防業務の性格上、長時間の緊張状態からくるストレス、深夜の出動が多く仮眠がとれなかったり、また仮眠状態から一気に緊張状態になり行動するなどのため、「神経性胃炎」「胃潰瘍」「十二指腸潰瘍」などの内臓疾患を訴える職員も非常に多いのです。

このほかにもいろいろな病気や、後遺症が残るほどのケガなど多いのですが、適切な対策が講じられていないのが現状なのです。

常日勤及び交代勤務者の日常生活上の訴え率



(労働科学研究所資料)

6 劣悪な職場環境、施設

消防職員は、他の労働者と比較して圧倒的に長い時間職場に拘束されています。なんと在職年数の約40%に相当する時間を庁舎内において生活しているのです。(一般労働者は約22%) 消防職員にとって職場とは仕事の場であると同時に、一面では生活の場としての意味もあわせ持っています。食べる、寝るという基本的な生活要素も職場の中で保障されなくてはならないのです。ですから、食・住にかかわる施設、体力増進の施設及び災害に備える訓練施設などの充実や、狭い庁舎、老朽庁舎の増改築、修繕など、快適な勤務環境の整備は、私たちにとって切実な要求となります。

全国消防職員協議会が実施したアンケート調査では、職場環境に対して「非常に良い」という回答は

わずかに1.4%に過ぎず、「若干の改善が必要」(38.9%)「全面的に改善が必要」(28.7%)という回答比率が圧倒的に高くなっています。この調査対象では協議会がすでに結成されている職場が大半を占めているため、全国の状態よりやや改善されたものの統計とすることができます。それでさえも職場環境や設備に対してこういう回答状況になっているのですから、全国の消防職員は自らの職場環境に強い不満をいっていることが推測されます。調査後5年を経過していますが、協議会が結成されていない職場では、遅々として改善が進んでいないようです。

この調査では、さらにどのような点を改善して欲しいかを質問していますが、「休憩・休養施設」がもっとも多く、「仮眠設備」「娯楽施設」を要望する者も半数に達しています。以下、「冷暖房」「訓練施設」「厨房施設」「シャワー・浴室」「事務設備」などとなっています。

では、具体的にはどんな状況なのでしょう。今回寄せられた現場の声を紹介しましょう。

(1) お粗末すぎる消防庁舎

- ① 食堂、休憩室、待機室、仮眠室が一緒になっている出張所がある。(S地区)
- ② 設計時は倉庫として申請されたが、現在は消防庁舎として使用している。(E市)
- ③ 仮眠室と車庫、通信指令室、機械室等がベニア板で仕切られているだけなので、排気ガスは入るし、無線交信や機械室の作動音などで、とても仮眠できる状態ではない。(H・C市)
- ④ 食堂と事務室、待機室が一緒になっており不衛生である。(D地区)
- ⑤ 消防庁舎が、大衆食堂などが入っている雑居ビルの中で、しかも非常に狭く設備・備品等も不足している。(E市)

(2) 劣悪な休憩・休養・娯楽施設

- ① 休憩室は食堂と兼用で、しかも人員に対して狭すぎる。(K地区)
- ② 休憩室としてのタタミの部屋がなく、あっても狭い。(O市)
- ③ 24時間も庁舎内に拘束されているというのに福利・厚生施設が不十分である。(N市)
- ④ 21時以後のテレビは見てはいけない。もし見れば隊長は戒告、本人は減俸処分。(昭和52年の実例—T市)

(3) 劣悪・不衛生な仮眠設備

- ① 仮眠室10帖に当番者が11名。寝具は3人の共同使用である。(H市)
- ② 仮眠室の毛布は長期間交換していないため、ちぎれてスダレ状である。(D地区)
- ③ 毛布は個人貸与となっているが、洗えるような洗濯機はなく、またクリーニングも出してくれず不衛生。年2回はクリーニングして欲しい。(A市)
- ④ 真夏でも作業服のまま仮眠するのに、冷房設備もなく、汗をかいても風呂、シャワーも禁止。しかも寝具は共同で不衛生きわまりない。(M市)

(4) 不衛生な厨房施設

- ① 8署所中4署所には食堂がなく、事務室で食事をしている。(E地区)
- ② 炊事場は土足で歩く階段の下で不衛生そのもの。当局は改善の意志は全くない。(O市)
- ③ 食堂にネズミが出るなど衛生面が悪い。(N市)
- ④ 飲料水に井戸水を使用しているが、年1回の検査結果は公表せず、飲料水として適正なのか

疑問に思っている。（C市）

（5） シャワー・浴室の不備と当局の無理解

- ① シャワーや風呂があるのは8署所中3署所。あっても使用させない所もある。（R市）
- ② 風呂が設置されていないため災害出動で汚れた時など不衛生である。（T地区）
- ③ 24時間拘束されているというのにシャワーや風呂の使用を禁止。せめて災害出動や訓練のあった日ぐらい仮眠時間帯でいいから風呂に入りたい。（S地区）

（6） 当局の安全に対する無責任

- ① 歩道で洗車やホース洗浄をせざるを得ず、歩行者に迷惑もかかるし、危険である。（H市）
- ② ホース干場がなく、サイレン塔に干しているため作業に危険がともなう。（H市）
- ③ 市民を指導する立場にありながら、火気厳禁の車庫内でロケットヒーターを使って暖房。署内設置の消火器も型式承認の失効した物を置いている。（S市）
- ④ 節約と称して蛍光灯が切れたらそのまま。資材など備品は予算化されず、関係機関から無料でもらった物、机も市役所の廃棄処分の物を使用している。（E市）

以上は消防職員のおかれた状況のほんの一部にすぎません。

寝返りをうてば隣の人とぶつかるし、作業衣や靴下を着用したまま仮眠するので疲れがたまるし、庁舎が狭いので出動する時小さなケガが絶えないのです。ところが当局は節約ばかりに目をうばわれて、職員の安全と健康を忘れ去っています。

職務の性格上、長時間続かざるを得ない職員の緊張状態を、少しでも解きほぐす手段として、休息・娯楽施設の充実と快適な勤務環境の整備は直ちに実施されなければならない課題です。

7 安全・衛生に責任ある姿勢を

以上、この章では消防職員の安全・衛生面に関する実態を明らかにしてきました。全国の消防当局が、いかにこれらを軽視し、対策を怠ってきたかがわかっていただけたと思います。くどいようですが、私たちが職務を遂行するうえで安全・衛生問題は、もっとも基本的で重要な事柄です。この中には、すでに何人かの尊い犠牲者を出しているが故に、私たちにとって絶対に譲れない要求も含まれています。私たちは、当局が一般の職員の声に謙虚に耳を傾け、改善にむけ精一杯の努力をして欲しいと願っています。市民の生命と財産を守る、そしてその任務を身を賭して果たそうとする消防職員の生命や健康をしっかりと守る、こういう責任ある姿勢を貫いて欲しいのです。